

# の 議会ゆがわら

平成18年 9月

No.59

湯河原町議会のホームページ <http://www.town.yugawara.kanagawa.jp/>  
湯河原町議会のE-mail [gikai@town.yugawara.kanagawa.jp](mailto:gikai@town.yugawara.kanagawa.jp)

編集/発行 湯河原町議会  
〒259-0392  
神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1  
TEL 0465-63-2111(☎) FAX 0465-63-9674



6月  
定例会

6/12~6/23

主な  
内容

委員会だより.....	2~4
一般質問.....	4~6
条例の制定・改正.....	6
人事案件.....	7
契約の締結・動産の取得など.....	7
補正予算.....	7
審議と賛否.....	8

## 6月定例会



平成18年第3回湯河原町議会「6月定例会」は、6月12日から23日までの12日間（本会議開催3日間）にわたり開催されました。

この定例会では、条例、補正予算、契約の締結、動産の取得、人事案件、町道路線の認定など議案23件、陳情審査1件を審議しました。

### 委員会だより

湯河原町議会委員会条例により、事務の調査及び議案・陳情等を審査する常任委員会と、特定の事件を審査・調査する特別委員会が設置されています。

### 総務文教・福祉 常任委員会

○付託された議案・陳情  
(1)議案第41号「湯河原町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

の制定」は、細部にわたる審査が必要と認められ、委員会に付託されました。条例制定の趣旨は、地方自治法の一部改正により、今年9月末で公の施設の管理委託制度が廃止され、町の直接運営が指定管理者に移行しなければならなくなりました。今後、町民にとって魅力のある施設を運用していくため、円滑に指定管理者への移行を進めることができよう、あらかじめ手続について定めるものです。本委員会において条例施行規則及び湯河原町指定管理者選定委員会規程などの説明を受けた後、質疑を行い、審査した結果、原案のとおり可決することに決定

しました。

なお、委員会の意見として、指定管理者制度に移行する際には、各施設の経緯及び実状を十分に尊重すべきとの要望を付けました。

(2)18陳情第5号「竹内栖鳳アトリエの保護保存についての陳情書」は、継続審査となりました。

### ○所管事務調査

#### 美術館の運営について

平成10年に開館した湯河原ゆかりの美術館は、入館者の減少が続く現状を改善するために、所蔵品と平松礼二画伯の作品を常設展示し、館名を「町立湯河原美術館」に改めて、平成18年10月1日に、リニューアルオープンすることになりました。

リニューアルオープンに際しては、記念式典や町民無料招待などが予定されています。



### ○報告事項

(1)平成17年度介護保険サービス利用状況の実績について

(2)平成18年度湯河原町予算執行状況について

(3)土地の交換について（池峯地区）

(4)平成17年度町税等収納状況について

(5)障害者計画及び障害福祉計画について

(6)平成17年度児童相談受付状況について

(7)平成18年度町立保育園の保育料について

(8)平成18年度国民健康保険料について

(9)鍛冶屋製鉄関連遺跡の取扱いと今後の取組について

(10)中学校ランチサービス事業について

(11)中学校アーチエリー器具盗難事件のその後について

### 環境・観光産業 常任委員会

#### ○付託された議案・陳情

(1)議案第44号「湯河原町都市公園条例の一部改正」は、細部にわたる審査が必要と認められ、委員会に付託されました。

条例改正の趣旨は、①駅前ポケットパークの用地取得が完了したこと及び新たな公園として城堀公園を整備するため、それぞれの公園を都市公園として位置付けること。②県が実施する温泉場道路整備事業において万葉公園駐車場の一部を駐在所や旅館の駐車場代替用地として利用するため、公園予定区域から削除するものです。

本委員会において質疑を行い、審査した結果、原案のとおり可決することに決定しました。



(2)18陳情第6号「JR湯河原駅横の旧貨物ホーム跡地マンション建設についての陳情書」は、審査の結果、マンション建設地近隣の眺望が変わるなどの観点からは、陳情の趣旨は理解することができず、①起業者

は、湯河原町議会が議決した「土地利用計画の早期樹立と安全で快適なまちを築くための条件の緊急確保に関する決議」に基づく湯河原町開発指導要綱を遵守している。②既に建築確認は終了している。③起業者は、工事の進行状況の開示や安全施工の最優先を提示している。④町は、要綱に添って指導している。などの理由から趣旨採択すべきものと決定しました。

- 所管事務調査
  - (1) 観光施設・行事の運営について（夏季行事実施計画）
  - (2) 都市景観形成基本計画について（景観計画策定に関する基本的な考え方）
  - (3) 梅の宴事業報告について
  - (4) 空き店舗の現状について
  - (5) 住宅用火災警報器に係る推進状況について
  - (6) 高機能消防指令センターの整備について
  - (7) 下水道接続件数の推移・継続促進について
  - (8) 湯河原町地域水道ビジョンについて

本年度検討されるこの景観計画は、①景観計画の区域②良好な景観の形成に関する方針③建築物又は工作物の高さや色などの行為の制限を定めること。を定めようとするもので、今回、基本的内容として、現在の条例や都市景観形成基本計画の方針をそのまま移行させ、それに加え、まちづくり推進地区として検討してきた温泉場地区の基準、地域ごとに応じた高さの指定をし



海の日記念イベント（フラダンス）

たいと考えているとの説明がありました。

○報告事項

- (1) 平成17年度使用料等の収納状況について（下水道・水道・温泉会計）
- (2) 地産地消の現状等について
- (3) 梅の宴事業報告について
- (4) 空き店舗の現状について
- (5) 住宅用火災警報器に係る推進状況について
- (6) 高機能消防指令センターの整備について
- (7) 下水道接続件数の推移・継続促進について
- (8) 湯河原町地域水道ビジョンについて

広域行政特別委員会

○説明事項

- (1) 湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会提出案件について

湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会の①平成17年度の「会務報告及び決算」、②共同処理事業等の負担割合及び負担実績」③平成18年度の「事業計画及び予算」、「共同処理事業等の事業費予算」を審議しました。

引き続き、西湘バイパスの再延伸の要望を行うことや公の施設の相互利用を促進していくなどを確認して、真鶴町と広域行政推進協議会を開催しました。  
(2) 熱海・湯河原広域行政推進協議会提出案件について  
熱海・湯河原広域行政推進協議会の①平成17年度の「会務報告、推進事業経過及び決算」②平成18年度の「事業計画及び予算」などを審議しました。  
引き続き、観光振興施策の協議や厚生年金病院等関係施設の存続を求めていくなどを確認して、熱海市と広域行政推進協議会を開催

しました。

○報告事項

し尿等共同処理検討状況について  
熱海市・湯河原町し尿等共同処理検討会は、これまで8回開催されてきました。検討会の経過及び今後の

事業を進めるに当たり、平成18年度計画調査業務を委託したことの報告がありました。また、現在、処理場の建設候補地選定が進められています。

国内外親善都市推進特別委員会

- (1) ポートステイブンス市訪問団受入れ事業報告について
- (2) ポートステイブンス市中学生派遣事業について
- (3) 三原市親善都市子ども交流推進事業について

4月14日から4日間、姉妹都市の提携をしているオーストラリア・ポートステイブンス市訪問団が来湯しました。今回でこの事業は、5回目を迎え、民間レベルの交流など、両市町の

継続的な姉妹都市交流が進んでいます。

8月17日から25日の9日間、本町の国際化を推進することを目的としたポートステイブンス市への中学生派遣事業は、湯河原中学校2年生を4名派遣することが決まりました。

派遣研修の内容は、ホームステイによるオーストラリアでの実生活の体験や学校活動に参加して同年代の生徒と交流を深めることです。



また、親善都市の広島県三原市の児童を本町に迎え、三原やっさ踊りの披露や本

町児童との交歓会などをとおして交流を深めることになりました。



## まちづくり制度等 調査特別委員会

地方分権一括法など、法制度改正の影響は地方自治運営に著実に影響を及ぼし、地方自治は、身近な問題と重要な役割を担うようになっていきます。

このような時代の流れに対応したまちづくりを進めるために、地域に根ざした制度を構築する必要があります。

本委員会は、地方公共団体の自治が国の関与によらず町民の意思に基づいて行

われることを目的として、3月定例会で議決設置されました。

現在、委員会を毎月開催して、次の調査事項を審議しています。

- ①自治基本条例に関すること
- ②議会基本条例に関すること
- ③森林づくり条例に関すること

## スローフード推進 調査特別委員会

社会情勢が変革する中で、物の豊かさや利便性、効率化を求める傾向から、心の豊かさや自然と共存する生き方を求める傾向が高まっています。

こうした中、イタリアを発祥とした食を通じて新しい時代の価値を探していくこととする運動（スローフード運動）が世界的規模で広がっています。

さらに、私たちの国では、食育を総合的・計画的に推進することを目的とした食育基本法が施行されるなど、国の内外を問わず食への関

心が高まっています。

現在、本町では、民間からの提案を受け、構造改革特別区域法を活用し、株式会社が運営する「食に関する大学院大学」の設置計画が進められています。

この計画は、産業界・大学院大学・行政が互いに協力して、食育の推進、誘客の拡大、経済の活性化などを図ることを目標としています。

議会もこの計画を推進していくために、本委員会を3月定例会で議決設置しました。定期的な委員会と併せて毎月幹事会を開催し、次の調査事項を審議しています。

- ①大学院大学の設置の実現に向けて推進・協力すること
- ②食育（の推進）に関すること



## 一般質問

町の行財政全般について、議長の許可を得て質問することができます。

質問者は、議長に質問事項を通告しなければなりません。

質問は、定例会初日に行われ、質問時間は、答弁を含め一人50分以内となっております。

質問者 小澤眞司議員

### Q 再生可能燃料等の利用を促進していくための行政の進め方について

農林水産省や環境省は、バイオマス（自然資源）リサイクルの基礎研究・技術開発を進めています。本町も、このような国の動きを察知して、自然と人にやさしい環境づくりに率先して取り組むべきだと考えます。学校給食や事業用・家庭用の食用油の再利用が進めら

れ、ディーゼルエンジンの軽油代替燃料（以下BDF）として利用されています。

また、森林資源の利用促進を進めて木質プラスチックなどに変える技術の開発が進められています。

バイオマス活用の観点から、本町でもCO<sub>2</sub>をいかに減らしていくか具体的に伺います。

①食用油の再利用を促進して、BDFを含めた廃油利用の検討はいかがですか。

②軽油燃料を使用する公用車にBDFを混入し、排気ガス対策を進めていくことは考えていますか。

③森林再生をしていくために間伐を進め、間伐材の再利用方法を調査して、町内の森林の再生事業に活用すべきだと思えますがいかがですか。



①本町での家庭用の食用油の廃油処分は、新聞紙等に染み込ませるか固形化させてから可燃ごみとして排出していただいています。小学校の学校給食における廃食用油の処理は、業者が回収して新聞のインク原料として使用されています。

家庭用の廃食用油を塗料やインクの原料、石鹸などに資源化する自治体が増加していることは承知していますが、実用化されているBDFは、その製法で多額なコストを要するなどの問題もあり、製造販売業者は苦慮しているようです。本町としては、廃食用油の利用について、広域的な活用を含め検討したいと考えています。

②国家プロジェクトとして進められているバイオマス・ニッポンは、BDF等の品質評価、安全・環境性能評価、自動車の走行実験等を行うなどの各種調査研究が進められています。原油価格も高騰しているため、BDFの安全で安定した供給が得られれば、本町のごみ収集車への混入使用も検討できるものと考えています。今後、バイオマス関連情報

報を積極的に収集し、カーボンニュートラルであるバイオマスの活用を図ることにより、CO<sub>2</sub>の削減に取り組んでいきたいと考えています。

③森林を再生するための間伐の促進は、近年、森林の持つ役割が地球温暖化防止の観点から関心が高まり、CO<sub>2</sub>の吸収源としての役割など、公益的機能の発揮に向けた森林の整備・保全を図る必要があると考えています。このようなことから、CO<sub>2</sub>の吸収量が大きいとされる針葉樹林について、平成15年度から地域林業形成促進事業による除間伐や枝打ちを実施し、森林再生に向けた取組を実施しています。



間伐材の再利用は、これまでに地元の間伐材を利用したごみ箱やフラワーポットを作成するなど活用を行っています。また、菜畑林

道工事においても、切土法面の浸食防止対策として一部間伐材の有効活用を図っています。また、間伐材の代替資材の開発などにより、工事用資材への利用は減少しているのが現状です。間伐材の有効活用を図ることが、林業経営者の経営意欲を喚起していくことにもなり、森林の再生にもつながっていくものと考えています。今後は、間伐材の有効活用に取り組んでいる他の事例を調査し、持続的な林業生産活動の推進を図りたいと考えています。

(その他の質問) 町の財政計画による財政自立と地域活性化の取組について

質問者 丸山孝夫議員

Q 独り暮らし生活者が増えている状況から、この人達の衣食住等生活全般の対策について

A 全国的な傾向ですが、独り暮らしの生活者が増えています。

この社会を見通していく

上で、大きな課題であると認識しています。

社会のセーフティネット及び人間の尊厳を守る問題として、この独り暮らしの人たちの財産の問題、あるいは相続の問題、健康の問題、あるいは衣・食・住の問題に対してどのような対策を立てているのか具体的にお伺いします。

①独り暮らし生活者の実態は、どのように把握していますか。

②独り暮らし生活者の意向等、アンケート調査が必要ではないですか。

③窓口での独り暮らし生活者からの相談の内容とその対応は、どのようにしていますか。

④独り暮らし生活者の今後の対策は、どのように考えていますか。

①国勢調査では、平成7年が3,095人、平成12年が2,943人となっています。また、平成18年6月1日現在の住民登録では、未成年者及び外国人登録者を含め、8,444人の方がいますが、そのうち介護課では、申請があつた独り暮らし高齢者348人の方について把握

をしています。

②生活形態が独り暮らしであるということを押えてアンケート調査を実施することは、いまのところ考えていませんが、高齢者や障害者の方へのアンケート調査を実施する場合は、生活形態として、独り暮らしかどうかをお聞きすることもあるかと思えます。

③最近の事例では、住民課では窓口に来られた方の相談内容をお聞きし、内容に応じて担当課にご案内しています。



福祉課は、生活相談について足柄下福祉事務所と連携して対応し、生活保護等につなげています。

介護課は、食事や緊急時の対応についての相談があり、配食サービスや緊急通報システムなどのご案内をさせていただきます。

保健センターは、精神疾

患や健康についての相談があり、保健福祉事務所や関係機関と連携して対応しています。

④ 独り暮らしということに限定せず、町民の皆様の健康と福祉の維持・向上を目指し、悩みを抱えているご本人はもとより、ご近所の方や地域の民生児童委員さんなどからの健康や生活についてのご相談に対して、関係機関と連携して、的確に対応していききたいと考えています。

定期的には、毎月2回の福祉会館での民生委員、行政相談員及び人権擁護委員による「心配ごと相談室」、保健センターでの毎月2回の「健康と栄養相談」、ハローワークによる就労出張相談などを開催しています。日常的には、住民課での消費生活相談をはじめ、介護課・福祉課・保健センターにおいて各種相談に応じていますが、今後も更に広報紙・ホームページや地方紙などを通じて周知をしていきたいと考えています。

## 条例制定

◆湯河原町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例

地方自治法の一部改正により、公の施設の管理について指定管理者制度が導入されたことに伴い、指定管理者の指定の手續等について規定する必要があるため、条例を制定しました。

条例の内容は、指定管理者の公募、申請、選定方法の指定、協定の締結、事業報告書の提出などを規定しています。

## 条例改正

◆湯河原町国民健康保険条例

国民健康保険法施行令の一部が改正され、所得割の算定に当たり、日英租税条約の見直しに係る賦課の特例措置を条例の附則に規定するなどの必要があるため、条例の一部を改正しました。

◆湯河原町漁港管理条例

地方自治法の一部改正により、公の施設の管理について指定管理者制度が導入されたことに伴い、条例に規定する管理の委託条文を削除し、町が管理する漁港施設及び漁港の区域内の水域における占用料を改定するため、条例の一部を改正しました。



◆湯河原町都市公園条例

駅前ポケットパーク及び城堀公園を都市公園として位置付け、万葉公園駐車場を公園予定区域から削除するため、条例の一部を改正しました。

◆湯河原町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が施行され、消防団員等公務災害補償等

共済基金の退職報償金支払額が引き上げられたことに伴い、条例の一部を改正しました。

## 専決処分の承認

◆湯河原町税条例の一部改正

地方税法等の一部を改正する法律が平成18年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、平成18年度以後の年度分の個人の均等割の非課税範囲、法人等の均等割の税率の字句及び耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額について改定するため、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日に専決処分したとの報告を受け、これを承認しました。

◆湯河原町国民健康保険条例の一部改正

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成18年3月10日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、介護納付金賦課限度額の改定、公的年金等所得に係る保険料の減額賦

課の特例及び保険料に係る所得割額の算定の特例等について改定するため、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日に専決処分したとの報告を受け、これを承認しました。

◆湯河原町消防団員等公務災害補償条例の一部改正

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成18年3月27日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、消防団員に係る補償基礎額、扶養加算額、介護補償の額等を改定するため、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日に専決処分したとの報告を受け、これを承認しました。

◆平成18年度湯河原町老人保健医療特別会計補正予算(第1号)

平成17年度分の医療給付費等に対する支払基金交付金、国庫負担金及び県負担金が翌年度決算のため、平成17年度決算に生じた歳入不足について、地方自治法施行令第166条の2の規定を適用し、平成18年度の歳入

を繰り上げて充用する措置をとる必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により、当特別会計補正予算について5月31日に専決処分したとの報告を受け、これを承認しました。

**専決処分とは？**

議会が議決すべき事項は、地方自治法で決まっています。しかし、議会が成立しない、あるいは議会を招集する暇(時間)がないなどの場合は、町長に決定の権限(専決処分)を認めています。

この権限に基づき決定した場合は、次の定例会において、議会の承認を得ることになります。

**人事案件**

**○湯河原町固定資産評価審査委員会委員の選任**

地方税法の規定により、委員として選任することに同意しました。

- (再) 石川 博さん
- (新) 青木 豊さん

**○人権擁護委員候補者の推薦**

法務大臣に推薦するため、人権擁護委員法の規定により同意しました。

- (再) 鈴木 眞一さん
- (再) 浅田 勤さん

**工事請負契約の締結**

(1)湯河原小学校B棟耐震大規模改修工事の請負契約を株式会社蒲谷工務店と締結することが決まりました。

(2)吉浜小学校北棟耐震大規模改修工事の請負契約を松浦建設株式会社と締結することが決まりました。

(契約金額 1億3千335万円)

※工事又は製造の請負の予定価格が5千万円以上の場合、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、議会の議決が必要になります。

**動産の取得**

(1)第5分団(門川)に配備している消防ポンプ自動車の車両及び装備品の老朽化に伴い、新たに消防ポンプ自動車(CD-I型)を日本機械工業株式会社から購入することが決まりました。

(購入金額 1千439万円)



昨年第7分団に配備された同型のポンプ車

(2)高機能消防指令センター総合整備事業の付属装置として、発信地表示装置を導入するため、東日本電信電話株式会社から購入することが決まりました。

(購入金額 2千94万円)

※取得する動産が予定価格700万円以上の場合、議会の議決

に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、議会の議決が必要になります。

**陳情の結果**

件名 「J.R湯河原駅横の旧貨物ホーム跡地マンション建設についての陳情書」

環境・観光産業常任委員会委員長報告の採決の結果は、賛成多数で趣旨採択となりました。

**湯河原町指定金融機関の指定**

平成18年7月1日から平成19年6月30日までの1年間、「スルガ銀行株式会社」を湯河原町指定金融機関に指定することが決まりました。



**補正予算が決まりました**

平成18年度6月補正予算の結果

会 計	補 正 額	補正後の額	概 要
一 般 会 計	6,019万円	80億2,719万円	区会助成事業、介護老人福祉施設整備費補助金、城堀公園整備事業、小・中学校防犯対策事業外
吉浜財産区特別会計	304万円	1,804万円	財産区記念事業外

## 審議した議案と各議員の賛否（平成18年6月定例会）

○は賛成、×は反対、欠は欠席を表しています。

議案番号	議案名	議員名	露木寿雄	高橋延幸	室伏重孝	福田幸宏	半川義輝	長谷川俊子	土屋誠一	杉本光明	北村磯江	佐々木征坡	小澤眞司	松野満	丸山孝夫	北村幸則	青木昭久	審議結果	
37	専決処分の承認について（湯河原町税条例の一部改正）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	承認
38	専決処分の承認について（湯河原町国民健康保険条例の一部改正）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	欠	承認
39	専決処分の承認について（湯河原町消防団員等公務災害補償条例の一部改正）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	承認
40	専決処分の承認について（平成18年度湯河原町老人保健医療特別会計補正予算（第1号））		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	承認
41	湯河原町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定について		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
42	湯河原町国民健康保険条例の一部改正について		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	可決
43	湯河原町漁港管理条例の一部改正について		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	可決
44	湯河原町都市公園条例の一部改正について		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
45	湯河原町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	可決
46	平成18年度湯河原町一般会計補正予算（第1号）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
47	平成18年度湯河原町吉浜財産区特別会計補正予算（第1号）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	可決
48	湯河原町指定金融機関の指定について（スルガ銀行株式会社）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	可決
49	町道路線の認定について（城堀29号線）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
50	町道路線の認定について（吉浜214号線）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
51	町道路線の認定について（吉浜215号線）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
52	動産の取得について（消防ポンプ自動車の購入）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
53	動産の取得について（発信地表示装置の購入）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
54	湯河原町固定資産評価審査委員会委員の選任について		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
55	湯河原町固定資産評価審査委員会委員の選任について		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
56	人権擁護委員候補者の推薦について		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
57	人権擁護委員候補者の推薦について		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
58	工事請負契約の締結について（平成18年度湯河原小学校B棟耐震大規模改修工事）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
59	工事請負契約の締結について（平成18年度吉浜小学校北棟耐震大規模改修工事）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
18陳情6	JR湯河原駅横の旧貨物ホーム跡地マンション建設についての陳情書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	○	費懸

### 傍聴のご案内

本会議及び常任・特別委員会は、傍聴ができます。（本会議場の傍聴席は、25席です。なお、委員会は、先着6名とさせていただきます。）

受付／開催日の午前9時から  
場所／第1庁舎2階 議会事務局

### 9月議会日程

- 9月13日（水） 本会議（一般質問）
- 15日（金） 本会議（条例、補正予算等）
- 19日（火） まちづくり制度等調査特別委員会  
入ロード推進調査特別委員会
- 20日（水） 環境・観光産業常任委員会  
総務文教・福祉常任委員会
- 22日（金） 本会議（決算質疑）
- 25日（月） 決算審査特別委員会
- 27日（水） 決算審査特別委員会
- 28日（木） 決算審査特別委員会
- 10月2日（月） 本会議（委員長報告等）

### 編集後記

湯河原町議会は、より開かれた議会を目指しています。  
本会議及び常任・特別委員会の会議録は、町ホームページ（アドレスは表紙に記載）から閲覧できます。また、本会議の会議録は、町立図書館でも閲覧できます。  
皆様の「議会ゆがわら」に対するご意見・ご要望をお待ちしています。

### 議会だより編集委員会

- 委員長 丸山 孝夫  
副委員長 杉本 光明  
委員 北村 磯江 佐々木 征坡  
長谷川 俊子 小澤 眞司